

別表第3による申請の必要書類一覧 (申請内容によっては、下記以外の書類が必要になる場合があります。)

チェック欄

※ ①～④及び⑥～⑩は、免許状の種類及び教科ごとに必要です。 (例：中学(国語)と高校(国語、書道)の申請→3件必要)

- ① 「別表第3による申請の必要書類一覧」(本紙) ※提出書類の「チェック欄」に「レ」をつけ、番号順に並べてください。
- ② 教育職員検定・免許状授与申請書 + 兵庫県収入証紙 5,000 円 ※収入印紙ではないので注意してください。
- ③ 誓約書
- ④ 履歴書 (市販のものは不可)
- ⑤ 戸籍抄本 (外国籍の方は住民票(国籍、名前、生年月日の記載があるもの)) (証明日から3か月以内提出のもの)

氏名、本籍地が2回以上異動している場合は、異動の履歴がすべて確認できるものが必要。

例) 「鈴木、京都府」→「田中、大阪府」→「田中、兵庫県」

この場合、兵庫県での戸籍抄本には、大阪府からの異動状況しか記載されないこともあるため、除籍謄本等が必要になる場合があります。詳細は、戸籍を管理する市町村役場に確認してください。

⑥ 基礎資格となる免許状

- ・専修免許状申請 → 一種免許状(原本)
- ・一種免許状申請 → 二種免許状(原本)

(免許状の両面コピーに学校長が3か月以内に原本証明したもの又は当該免許状を授与した教育委員会発行の授与証明書(3か月以内発行の原本)でも可)

⑦ 実務に関する証明書 (証明日から3か月以内提出のもの)

- ・申請に必要な年数分 (現在のものを含めた最新のものから必要な年数分が必要) の証明書を提出してください。
- ・複数校の経験がある場合は、現勤務校又は最終勤務校の学校長及び証明者の証明が必要です。なお、証明者が異なる場合は、証明書に記載する最終勤務校の学校長の証明が必要です。また、他府県や他市町立の学校にまたがる時は、それぞれの教育委員会印になります。
- ・学校長の証明は、勤務した現在の学校長の私印(認印)が必要です。勤務した当時の学校長である必要はありません。
- ・証明者は、大学附置の国公立学校園にあっては学校法人の理事長、市町組合立学校園にあっては市町組合教育委員会(教育長ではありません)、県立学校にあっては県教育委員会(教育長ではありません)、私立学校園にあっては学校法人の理事長となり、証明は公印が必要です。証明者が兵庫県教育委員会の場合は、証明不要です。

⑧ 人物に関する証明書 (評価日から3か月以内提出のもの) ※教員としての適格性についての証明書です。

- ・現在の勤務先で証明を受けてください。評価者の証明は、学校長の私印(認印)が必要です。
- ・教員でない方(アルバイトの方も含む)は、勤務先の上司、大学等の教授の評価を受けてください。
- ・証明者・印は上記⑦と同じです。教員でない方は、勤務先の代表者印(役職印)、大学等の学長印(公印)が必要です。

⑨ 身体に関する証明書 (診断日から3か月以内提出のもの) ※教員としての勤務に支障がないことについての証明書です。

- ・かかりつけ医等の医療機関(病院、診療所等)の医師に証明を受けてください。
- ・学校内等で健康診断を受診している場合は、診断結果を基に証明書を作成してください。(健康診断の結果票は提出しないでください。)ただし、提出日から1年以内に健康診断を受診している場合に限ります。
- ・証明者・印は上記⑦と同じですが、医師の証明を受けた場合は、証明者欄の証明は不要です。

⑩ 教員免許申請用の「学力に関する証明書」(原本) ※単位修得した大学等が発行する教員免許申請専用の単位修得証明書のことです。成績証明書や修得単位一覧等ではないので、大学等によく確認してください。

⑪ 一種免許状を申請する場合で、下記の適用を受ける方

→ 4年生大学卒業者：卒業証明書(原本)、その他の者：在学年数、修得単位数の確認できる成績証明書(原本)

<教育職員免許法施行規則第11条第1項の表備考第3号の適用条件>

- ・大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上を修得した者
- ・大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位以上を修得した者

⑫ 免許状送付用の封筒(角形2号封筒(A4サイズ))に450円※切手を貼り付け、返信先の郵便番号、住所、氏名を記入(県内公立学校の現職教員で学校長を経由して申請する方は不要)

※申請する免許状と返送する免許状あわせて4枚以上の場合は515円